

特定非営利活動法人 キズナ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 キズナという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民及び中小企業等を対象として、情報通信技術の利活用に関する教育、支援及び普及啓発の事業を行い、デジタル格差の是正及び情報リテラシーの向上を図り、もって持続可能な情報化社会の発展と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)まちづくりの推進を図る活動
- (3)国際協力の活動
- (4)子どもの健全育成を図る活動
- (5)情報化社会の発展を図る活動
- (6)経済活動の活性化を図る活動
- (7)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1)情報通信技術（ICT）及びAI・DXの利活用に関する教育・研修事業
- (2)AI・データ活用による地域ビジネス支援事業
- (3)開発途上国における教育環境整備及び生活基盤支援事業
- (4)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会費の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3～5人

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができ

る。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたこと

により、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、名古屋市に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	所	るみ子
副理事長	小森	江里香
理事	道川内	愛彩
監事	中村	亮大
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	2,000 円	年会費	8,000 円
(2) 賛助会員	入会金	0 円	年会費	6,000 円

役員名簿

特定非営利活動法人 キズナ

役名	シメイ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	トコロミ子		無
理事	コモリエリカ 小森 江里香		無
理事	ミチカワウチアヤ 道川 内 愛彩		無
監事	ナカムラアキヒロ 中村 亮 大		無

設立趣旨書

1 趣旨

現代社会ではAIやDXなどの情報通信技術が急速に広がる一方で、それを十分に活用できない人や中小企業も多く、地域や年齢、知識の差による「デジタル格差」が広がっています。私たちはこれまで、AI教育やDX研修、地域中小企業への経営支援などを通じて、技術を“人のために使う”ことの大切さを感じてきました。特に高齢者や求職者など、学びたくても機会に恵まれない人々が多く、教育を無償または低負担で届ける仕組みが必要だと強く感じています。

また、発展途上国では教育環境や生活基盤が整っていない現地の状況を実際に見てきました。子どもたちが学ぶ場所を求めながらも通えない現実に触れ、「教育こそが社会を変える力である」と痛感しました。日本ではデジタル教育を、海外では教育支援を。こうした活動を安定的に続け、信頼ある形で多くの方々と協働していくためには、法的な基盤と社会的信用が必要不可欠です。そのため、特定非営利活動法人として法人格を取得し、透明性をもって活動を広げていくことを決意しました。

2 申請に至るまでの経過

• 2010 年ごろ

海外においてビジネスの活動を開始。現地の生活を通じて、教育や衛生環境が十分に整っていない地域の現状を目の当たりにする。

• 2017 年ごろ

東南アジア諸国（主にバングラデシュ、カンボジア、ラオスなど）において、井戸の掘削や学校建設などのボランティア活動を実施。教育や水のインフラが整っていない地域で、子どもたちや地域住民の生活向上に寄与する取り組みを継続的に行う。

• 2023 年ごろ

日本国内において、AIやDXなどの新しい技術を活用した教育事業を立ち上げる。企業や教育機関向けに、AIリテラシー向上や業務効率化を目的とした講座や研修を提供し、地域社会のデジタル化を支援。

• 現在

多くの中小企業や教育機関に対し、AI・DX教育ツールやeラーニング教材の提供を行い、学習環境の整備と人材育成に取り組んでいる。国内外での経験を通じて、「教育の機会をすべての人に届ける」ことの重要性を再認識した。

令和7年11月3日

特定非営利活動法人キズナ

設立代表者

氏 名 所 るみ子

特定非営利活動法人キズナ
令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
① 情報通信技術（ICT）及び AI・DX の利活用に関する教育・研修事業	中小企業、教育機関及び一般市民（子ども・求職者・高齢者等）を対象として、ICT や AI・DX の利活用を促進するための教育、研修及び啓発活動を実施する。 研修は本法人が運営するオンライン学習サイト上で実施し、誰もが地域や年齢に関係なく参加できる体制を整える。加えて、自治体・企業との連携講座を実施する。	(A) 年間を通じて継続実施 (B) 本法人が運営する研修専用ウェブサイト (C) 3 名	(D) 一般市民や中小企業の従業員 (E) 200 名	450
② AI・データ活用による地域ビジネス支援事業	中小企業、個人事業者及び地域団体等に対し、MEO（マップエンジン最適化）や LLMO（大規模言語モデル最適化）等のデジタルツールを活用した経営支援、情報発信支援を行う。	(A) 年間を通じて継続実施 (B) 商工会や自治体 (C) 4 名	(D) 中小企業、個人事業主 (E) 10 社	480
③ 開発途上国における教育環境整備及び生活基盤支援事業	バングラディッシュにおいて、教育環境の整備、学校建設及び井戸整備等を通じて生活基盤の向上を図るとともに、地域住民の自立支援を目的とした国際協力事業を行う。	(A) 年に 1 回（12 月） (B) バングラディッシュ (C) 10 名	(D) バングラディッシュ人 (E) 不特定多数	1,700

特定非営利活動法人キズナ
令和9年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(2) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	(C) 当該事業の実施予定日 (D) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
① 情報通信技術 (ICT) 及び AI・DXの利活 用に関する教 育・研修事業	中小企業、教育機関及び一 般市民（子ども・求職者・ 高齢者等）を対象として、 ICTやAI・DXの利活用を 促進するための教育、研修 及び啓発活動を実施する。 研修は本法人が運営する オンライン学習サイト上 で実施し、誰もが地域や年 齢に関係なく参加できる 体制を整える。加えて、自 治体・企業との連携講座を 実施する。	(D) 年間を通じて継続実施 (E) 本法人が運営する研修専用 ウェブサイト (F) 3名	(D) 一般市民や中小企業の従業員 (E) 250名	500
② AI・データ活用 による地域ビジ ネス支援事業	中小企業、個人事業者及び 地域団体等に対し、MEO (マップエンジン最適化) やLLMO(大規模言語モデ ル最適化)等のデジタルツ ールを活用した経営支援、 情報発信支援を行う。	(A) 年間を通じて継続実施 (B) 商工会や自治体 (C) 4名	(D) 中小企業、個人事業主 (E) 13社	520
③ 開発途上国に おける教育環 境整備及び生 活基盤支援事 業	バングラディッシュにおい て、教育環境の整備、学校 建設及び井戸整備等を通じ て生活基盤の向上を図ると ともに、地域住民の自立支 援を目的とした国際協力事 業を行う。	(A) 年に1回(12月) (B) バングラディッシュ (C) 10名	(D) バングラディッシュ人 (E) 不特定多数	2,500

活動予算書

法人設立の日から令和 9 年3月31日まで

(単位円)

科 目		金 額		
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取入会金	24,000			
賛助会員受取入会金	0			
正会員受取会費	96,000			
賛助会員受取会費	600,000	720,000		
2. 受取寄附金				
受取寄附金	2,000,000	2,000,000		
3. 受取助成金等				
受取助成金	0			
4. 事業収益				
情報通信技術（ICT）及びAI・DXの利活用に関する教育・研修事業収益	200,000	200,000		
AI・データ活用による地域ビジネス支援事業収益	200,000	200,000		
開発途上国における教育環境整備及び生活基盤支援事業収益	0			
5. その他収益				
受取利息	0			
雑収益	0	0		
収益計				3,120,000
II 経常費用				
1. 事業費				
(1) 人件費				
給料手当	0			
法定福利費	0			
人件費計	0			
(2) その他経費				
諸謝金	200,000			
印刷製本費	30,000			
会議費	10,000			
旅費交通費	300,000			
通信運搬費	20,000			
賃借料	120,000			
広告宣伝費	450,000			
施設整備費	1,500,000			
その他経費計	2,630,000			
事業費計		2,630,000		
2. 管理費				
(1) 人件費				
役員報酬	0			
給料手当	0			
法定福利費	0			
人件費計	0			
(2) その他経費				
諸謝金	0			
印刷製本費	0			
会議費	0			
旅費交通費	30,000			
通信運搬費	10,000			
消耗品費	20,000			
水道光熱費	60,000			
賃借料	240,000			
保険料	0			
租税公課	0			
雑費	120,000			
その他経費計	480,000			
管理費計		480,000		
経常費用計		0		3,110,000
当期正味財産増減額		0		10,000
設立時正味財産額				0
次期繰越正味財産額				10,000

活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(単位円)

科 目		金 額		
Ⅰ 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取入会金	0			
賛助会員受取入会金	0			
正会員受取会費	96,000			
賛助会員受取会費	1,200,000	1,296,000		
2. 受取寄附金				
受取寄附金	3,000,000	3,000,000		
3. 受取助成金等				
受取助成金	0			
4. 事業収益				
情報通信技術（ICT）及びAI・DXの利活用に関する教育・研修事業収益	200,000	200,000		
AI・データ活用による地域ビジネス支援事業収益	200,000	200,000		
開発途上国における教育環境整備及び生活基盤支援事業収益	0			
5. その他収益				
受取利息	0			
雑収益	0	0		
経常収益計				4,696,000
Ⅱ 経費用				
1. 事業費				
(1) 人件費				
給料手当	0			
法定福利費	0			
人件費計	0			
(2) その他経費				
諸謝金	500,000			
印刷製本費	20,000			
会議費	10,000			
旅費交通費	250,000			
通信運搬費	20,000			
賃借料	120,000			
広告宣伝費	400,000			
施設整備費	2,200,000			
その他経費計	3,520,000			
事業費計		3,520,000		
2. 管理費				
(1) 人件費				
役員報酬	0			
給料手当	600,000			
法定福利費	90,000			
人件費計	690,000			
(2) その他経費				
諸謝金	0			
印刷製本費	0			
会議費	0			
旅費交通費	30,000			
通信運搬費	10,000			
消耗品費	20,000			
水道光熱費	60,000			
賃借料	240,000			
保険料	0			
租税公課	0			
雑費	120,000			
その他経費計	480,000			
管理費計		1,170,000		
経常費用計			0	4,690,000
当期正味財産増減額			0	6,000
前期繰越正味財産額				10,000
次期繰越正味財産額				16,000